

岐阜県中小企業団体中央会表彰規程に基づく表彰基準の抜粋

【組合功労者】

- 組合功労者表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。
- ①組合制度の普及と組合育成強化に尽くし、その功績顕著と認められ、他の範とするにたるものであること
 - ②組合の現役員であること
 - ③役員として**10年以上**組合の経営又は組合活動の経歴を有する者であること
 - ④組合員の信頼が厚く、人格、識見がともに優れている者であること

上位表彰を受けた者はこれを除く。

【組合優良職員】

- 組合優良職員表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。
- ①組合業務の遂行に功績顕著と認められ、他の範とするにたるものであること
 - ②**10年以上**の勤続者であること
 - ③責任感が旺盛であり、人格、識見がともに優れている者であること

上位表彰を受けた者はこれを除く。

【組合青年部役員功労者】

- 組合青年部役員功労者表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。
- ①組合青年部は岐阜県中小企業青年中央会に加入していること
 - ②組合青年部の育成強化と組合の事業推進に貢献し、その功績顕著と認められ、他の範とするにたるものであること
 - ③組合青年部の現役員であること
 - ④組合青年部に**5年以上**在籍し、その役員として**2年以上**の経歴を有する者であること
 - ⑤責任感が旺盛であり、人格、識見がともに優れている者であること

【組合女性部役員功労者】

- 組合女性部役員功労者表彰を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当していること。
- ①組合女性部は岐阜県中小企業団体中央会レディースクラブに加入していること
 - ②組合女性部の育成強化と組合の事業推進に貢献し、その功績顕著と認められ、他の範とするにたるものであること
 - ③組合女性部の現役員であること
 - ④組合女性部に**5年以上**在籍し、その役員として**2年以上**の経歴を有する者であること
 - ⑤責任感が旺盛であり、人格、識見がともに優れている者であること

上位表彰とは、過去、組合法施行・団体法施行、中小企業基本法記念式典及び中央会創立記念式典等において岐阜県知事、中部経済産業局長（中部通商産業局長）、中小企業庁長官及び大臣表彰を受賞された者を言う。